

「特定漁港施設の運営の事業の認定に係る審査基準及び標準処理期間（案）」
に対する県民意見の募集の結果について

令和8年8月27日
大分県農林水産部漁港漁村整備課

令和8年7月27日から令和8年8月26日までの間、県民の皆様から募集した
「特定漁港施設の運営の事業の認定に係る審査基準及び標準処理期間（案）」について
ご意見、ご意見に対する県の考え方及び反映状況を取りまとめましたので公表します。
なお、1名の方から延べ7件の貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

番号	提出者数	ご意見	県の考え方及び反映状況
1	1	漁港内で民間事業者が事業を行う場合、事業内容によっては、排水、油類・薬品等の流出、廃棄物、粉じん、騒音その他の環境負荷が発生する可能性があります。 一度漁港内の水質や底質、生態系に悪影響が生じれば、漁業や周辺海域に長期的な影響を及ぼすおそれがあります。 したがって、単に「漁港の保全に支障を及ぼさない」という抽象的な判断にとどめず、申請時に、 ・事業活動によって発生する排水、廃棄物、油類、化学物質等の種類及び量 ・排水及び廃棄物の処理方法 ・事故や災害等による流出事故への対策 ・漁港及び周辺海域への環境影響 ・事業開始前の水質等の基礎データ ・事業開始後の水質等の監視方法 などを具体的に提出させ、環境への影響が十分に確認できない場合には認定しない基準とすべきです。	漁港内における環境保全や水産業への影響防止は、極めて重要と認識しております。 審査にあたっては、漁港の適正な管理および機能保全の観点から、環境への影響に十分配慮する必要があると考えております。 ご提案いただいた具体的な確認事項等につきましては、個別の事業認定の審査過程において、関係法令等に基づき、漁港の保全に支障が生じないよう適切に対応してまいります。

2	1	漁港は漁業活動のための施設であり、民間事業者による利用によって、漁船の出入港、漁具の保管、荷揚げ、操業その他の漁業活動が制約されることがあってはならないと考えます。 また、事業による水質や生態系への影響が、結果として魚介類の生息環境や漁獲量に悪影響を与える可能性についても、事前に評価すべきです。 施行規則第 24 条には「当該漁港の利用を阻害しないこと」や「当該漁港の保全に支障を及ぼさないこと」が定められていますが、これらについて具体的に何をもって「阻害しない」「支障を及ぼさない」と判断するのか、客観的な基準を明示してください。 特に、漁業者への影響については、事業者側の説明だけで判断するのではなく、地元漁業者や漁業協同組合等から意見を聴取し、その意見を審査に反映させる仕組みを設けるべきです。	施行規則第 24 条に定める「当該漁港の利用を阻害しないこと」及び「当該漁港の保全に支障を及ぼさないこと」の判断にあたっては、個別の事業内容や現地の漁港利用の状況等を踏まえ、多角的な視点から慎重に審査を行ってまいります。 また、個別の審査過程においては、必要に応じ関係する漁業協同組合等との調整状況等も踏まえつつ、適切に対応してまいります。
3	1	施行規則第 24 条では、事業者について「必要な資力及び信用を有していること」が要件とされています。 ここでいう「信用」について、単に財務状況や事業遂行能力だけを見るのでは不十分だと考えます。 過去に、 ・環境関係法令に違反したことがある ・廃棄物処理等について不適切な対応を行ったことがある ・行政から改善命令等を受けたことがある ・重大な事故や環境汚染を発生させたことがある ・公共施設等の利用において重大な契約違反を行ったことがある といった事業者については、その内容や改善状況を厳格に審査し、漁港施設の貸付先として不適切な場合には認定しない基準を設けるべきです。	施行規則第 24 条に定める「必要な資力及び信用を有していること」の審査にあたっては、事業遂行の確実性に加え、関係法令の遵守状況等も含め、個別の申請内容に応じて適切に確認を行ってまいります。 ご指摘の過去の法令違反等の実績や社会的信用に関する事項につきましても、申請者の適格性を判断するため、必要な事項について誓約書の提出を求め、適正を欠くおそれがある場合には、厳正に対応してまいります。

4	1	最も重要なのは、認定時の審査だけでなく、貸付後に事業者が計画どおり適切に施設を利用しているかを県が継続的に確認できる仕組みです。 認定時には問題がなくても、事業内容の変更、設備の変更、事業規模の拡大等によって、環境や漁業への影響が発生する可能性があります。 そのため、 ・定期的な事業実施状況の報告 ・水質等の定期的な測定及び結果の公表 ・県による立入検査 ・事業内容を変更する場合の事前承認 ・事故や環境異常が発生した場合の即時報告 ・違反時の改善命令及び貸付契約の解除 ・事業終了時の原状回復義務 を明確に制度化すべきです。 特に、環境汚染や漁業被害が発生した場合に、県民の税金を使って原状回復することにならないよう、事業者に必要な保証・賠償責任を負わせる仕組みをあらかじめ設けるべきです。	貸付後における継続的な状況把握や、環境・漁業への影響防止の重要性につきましては、十分に認識しております。 漁港施設の貸付期間中におきましても、適正な運営を確保するため、法令に基づく報告の徴収や調査等を通じて事業の実施状況を適時把握し、必要に応じて適切な指導に努めてまいります。 また、事業内容に変更が生じた際や万が一の事故等が発生した場合、あるいは基準に適合しなくなったと認められるとき等につきましても、法令に基づく勧告や認定の取消し、契約の解除等を含め、関係法令及び契約に基づき厳正に対処してまいります。 さらに、施設利用終了時の原状回復義務につきましても、契約等の規定に基づき適切に対応してまいります。
5	1	今回、県は県管理漁港内の未利用地の活用を目的として民間事業者への貸付を検討しているが、「未利用地であること」と「民間事業者に貸し付けることが適切であること」は別の問題です。 漁港施設は将来の漁業振興、防災、地域振興等のために必要となる可能性もあります。 したがって、単に現在利用されていないという理由だけで貸付を進めるのではなく、「将来的にも漁業・防災・公共利用のために必要性が低いのか」「民間利用によって失われる公共的価値はないのか」「他の公共的な活用方法はないのか」を事前に検討したうえで、民間への貸付が本当に適切な場合に限って認定すべきです。	県管理漁港内の未利用地の活用にあたっては、漁港の本来の目的や将来的な活用可能性に支障を及ぼさないことが大前提であると考えております。 ご指摘のとおり、単に現在利用されていないという理由のみで判断するのではなく、地域の漁業活動への影響や防災上の必要性、さらには公共的な観点等も踏まえ、慎重に検討を行うべきものと認識しております。 そのため、貸付の検討や個別の認定にあたりましては、漁港の適

			正な管理運営や公共的価値の確保に十分配慮し、適正に対応してまいります。
6	1	環境や漁業への影響について十分な情報が得られない場合、「影響がない」と判断するのではなく、予防的な観点から認定を見送る仕組みが必要です。 漁港は一度環境が悪化した場合、その影響を完全に元に戻すことが困難な場合があります。 したがって、審査基準には、環境や漁業への重大な影響が合理的に否定できない場合には認定しないという考え方を明確に盛り込むべきです。	環境や漁業への影響に対する予防的な配慮の必要性や、一度悪化した環境を回復することの難しさにつきましては、十分に認識しております。 漁港における事業の認定にあたりましては、漁港の適正な管理や環境・漁業への影響防止に万全を期すべきものと捉えております。 そのため、個別の審査におきましては、事業内容を詳細に確認し、適切に対応してまいります。
7	1	漁港は地域住民や漁業者にとって身近な公共施設です。 民間事業者への貸付によって、騒音、交通、悪臭、水質、景観、漁船の利用等に影響が生じる可能性がある以上、認定前に地元漁業者、漁業協同組合、周辺住民等から意見を聴取し、その意見及び県の判断理由を公表する仕組みが必要です。 単に法令上の形式的な要件を満たしているかどうかだけではなく、地域社会にとって本当に望ましい事業なのかを判断してください。	漁港施設の貸付や事業の実施にあたっては、関係する漁業者や地域住民等の理解を得ることが重要であると考えております。 審査においては、関係法令に基づき適切に意見を聴取するなど、公正な手続を確保した上で、関係者への影響等について適切に確認してまいります。

農林水産部漁港漁村整備課管理予算班

電話 097-506-3973

電子メール a16600@pref.oita.lg.jp